

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）の施行による。

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年立川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第10条 ……略……	第10条 ……略……
2 ……略……	2 ……略……
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)～(3) ……略……	(1)～(3) ……略……
(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者	(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
(5)～(9) ……略……	(5)～(9) ……略……
4及び5 ……略……	4及び5 ……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。